

情報提供のお願い”取締役会と監査役の協働について”

監査懇話会 スタディグループ分科会
ワーキンググループ⑨

【＊回答内容の集計時にご回答者情報(貴社名、ご回答者氏名)は非開示いたします。】

以下の空欄セル内に回答に該当する事項を記載していただくようお願いします。
選択肢の回答欄は該当事項の ☐ に ☒ が ☐ のように塗りつぶしてご回答ください。
回答記入の一例は別途シート(左側シート)を参照してください。

ご回答者(貴社)情報について教えてください。(＊注:会友の方は元企業情報1. 2. 3. 7. 8. 記載)

1. 企業名: B社
2. 上場有無: ☐ 上場 ☒ 非上場
- 3 業種 : 製造業(ICTソリューション)
4. 従業員数:
5. 年間売上高:
6. 機関設計: ☐ 監査役会設置会社 ☒ 監査役設置会社
☐ 指名委員会等設置会社 ☐ 監査等委員会設置会社
7. ご回答者肩書き: ☒ 常勤監査役、監査役 ☐ 監査委員 ☐ 監査等委員
☐ 社外監査役(非常勤) ☐ 元監査役等(現在、監査懇話会会友)
8. 上記経歴年数: 3年 3ヶ月

以下の質問事項についてお答えください。(会友の方はご記憶の内容があればご回答ください)

1. 取締役会付議議案やその他関連資料の監査役等への提供状況について
- ☒ 直前に事前提供される ☐ 議案または場合により、事前提供される
- ☐ 会議の場で配布される ☐ その他(状況を以下の自由記載欄で説明してください)

2. 取締役会における監査役等の発言状況
- ☐ 議長からの求めに応じて発言する ☒ 議長の求めなくとも必要があれば発言する
- ☐ ほとんど発言していない

- 3 取締役会における監査役等の発言内容(複数選択可)
- ☐ 法令・定款違反の可能性の観点 ☒ リスク管理の観点
- ☐ 株主に与える影響の観点 ☒ 経営判断の合理性の観点
- ☐ その他

以下に差し支えない範囲で具体的な発言内容を補足説明してください。

執行側からの議案、報告事項に関して疑問点を質問している

- 4 いわゆる「経営会議」等、取締役会以外の重要な意思決定プロセスについて選択して下さい。
- ☐ そういったプロセスはない ☐ 経営会議等があるが出席はしていない
- ☐ 経営会議等に出席するも特に発言なし ☒ 経営会議等に出席し、発言もしている
- ☐ その他(上記に当てはまらない場合)

以下に差し支えない範囲で経営会議等と取締役会の意思決定プロセスの補足説明をしてください。

・決裁権限規程に基づき、経営会議、取締役会で審議される。

・今期より、経営会議は執行サイドの意思決定、取締役会はモニタリング機能重視と明確に区分けされ、取締役会への報告事項が大幅に増加した。

5. 取締役会や経営会議等の意思決定プロセスにおいて、監査役の見解が経営の判断に影響を及ぼしてその内容が反映・検討された事例があれば、差し支えない範囲でご説明ください。

・大きな事項はなし。

・役員構成見直しに伴い、取締役会出席メンバーの見直しをお願いした。

6. 何らかの不祥事が実際に発生した際、監査役等が取締役会等に働きかけて、発生後に問題が拡大するなどのリスクの軽減を図ることができたと言える事例はありますか。ある場合、差し支えない範囲で監査役等としての貢献事例をご説明ください。

・ありません

7. 内部統制システムにおいて、監査役は取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担う独立の機関として十分に機能していますか。以下の選択肢から回答して下さい。

- ☒ 十分に監督機能を発揮している
- ☐ ある程度、経営トップの牽制機能は発揮できているが、改善すべき点がある
- ☐ 経営トップの牽制機能として監査役と取締役会の協働について改善が必要である

上述の回答をされた理由について、差し支えない範囲で説明をお願いします。

・ある程度、経営トップの牽制機能は発揮できているとは思いますが、 十分かどうかは？

8. GCG原則4-5（取締役・監査役等の受託者責任）に求められている各種ステークホルダーとの協働という観点で監査役の行動はありますか。以下の選択肢から回答して下さい。

- ☐ 種々、ステークホルダーとの協働に努めている
- ☒ 特にはステークホルダーへの働きかけについて監査役の行動はない
- ☐ その他

上述の回答をされた理由について、差し支えない範囲で説明をお願いします。

9. 取締役会と監査役の協働における監査役としての心構え、留意していること等をご自由に記載してください。

・取締役会等において、疑問に感じたことなどは躊躇せず発言する。

・企業経営全般に関する知識習得、自己研鑽に努める。

- 10 監査役等に就任後、特にやりがいを感じたときはどのような場合ですか。ご自由にご記入下さい。

・提言した事項が受け入れられたとき。

・社員から直接相談があったとき。

5. 面談質問

・「役員構成見直しに伴い、取締役会出席メンバーの見直しをお願いした。」とありますが、差し支えない範囲で、どのような観点で出席メンバー見直しを要請されたのでしょうか。

6. 面談質問

・今までに不祥事や大きな懸念となる不祥事リスクが無かったというご回答ということでしょうか。

・貴社の取締役は会社法357条(取締役の報告義務)を熟知していると思われますか。

7. 面談質問

- ☒ 十分に監督機能を発揮している
- ☐ ある程度、経営トップの牽制機能は発揮できているが、改善すべき点がある
- ☐ 経営トップの牽制機能として監査役と取締役会の協働について改善が必要である

上述の回答をされた理由について、差し支えない範囲で説明をお願いします。

・▲、会社の監督機能の一翼として、何か改善すべきとするならば、取締役会および監査役のそれぞれ具体的にどのようなことに取り組むべきと考えますか。

・親会社とグループ会社の関係はさまざまと思われますが、グループ会社監査役から見て企業集団内部統制に関しての監督環境は良好でしょうか(何がしか遠慮が起きる等、非独立性の要因とかは無いでしょうか。・・・山口利昭弁護士2017年12月11日監査セミナー)。

・GCG基本原則4Iによると、「取締役会等の役割・責務の一部は監査役及び監査役会、指名委員会設置会社、監査等委員会など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。」としていますが、この点に関しての監査役の取組み状況は十分にcomplyされているでしょうか。

8. 面談質問

- ☐ 種々、ステークホルダーとの協働に努めている
- ☒ 特にはステークホルダーへの働きかけについて監査役の行動はない
- ☐ その他

上述の回答をされた理由について、差し支えない範囲で説明をお願いします。

・非上場グループ子会社という観点で本件該当せずというご回答と存じますが、親会社(上場会社)から選任された役員として、GCG原則4-5Iに求められている受託者責任という観点での各種ステークホルダーとの協働として、監査役も積極的な行動をすべきという意見をどのように考えられますか。

9. 面談質問

・「取締役会等において、疑問に感じたことなどは躊躇せず発言する。」とありますが、今までの発言でリスク予防等に繋がった事例などを差し支えない範囲でご説明ください。

・「企業経営全般等に関する知識習得に努める。」と説明されていますが、具体的な自己研鑽の取り組み例とかご教示いただけますか。

・「監査役による取締役会との協働」とは会社の執行に関する監督業務を共に行うというよりは、監査役監査を通じてその役割の一翼を担うという意見があるが、どのように考えますか。

10 面談質問

・監査役の会社における職務として最も重要なこと、心構え等についてご意見を頂きます。

5. 面談回答

・取締役ではないが、必要と思われるスタッフ部門長の陪席をお願いした。

6. 面談回答

・大きな不祥事、それにつながるような事項はありませんでした。

・取締役が報告義務を熟知しているかはわかりません。

7. 面談回答

- ☒ 十分に監督機能を発揮している
- ☐ ある程度、経営トップの牽制機能は発揮できているが、改善すべき点がある
- ☐ 経営トップの牽制機能として監査役と取締役会の協働について改善が必要である

左記の質問に対して、差し支えない範囲で回答をお願いします。

・違法、コンプライアンスといった守りの側面だけでは不十分。

・会社の持続的な成長といった観点で、財務諸表には現れない会社の資産(組織目標、人的資産、顧客資産)の増大に努めるべきと思っています。

・取締役会はどうしても短期的な利益に拘りがちなので、監査役としては、より中長期的な視点で、会社の見えない資産の増大に向け提言すべきだと思います。

8. 面談回答

- ☐ 種々、ステークホルダーとの協働に努めている
- ☒ 特にはステークホルダーへの働きかけについて監査役の行動はない
- ☐ その他

左記の質問に対して、差し支えない範囲で回答をお願いします。

・従業員との面談

・地方への往査

9. 面談回答

・回収上の問題が発生した事案に関して、リスク排除のための事前教育の実施の有無を確認。

・ビジネス実務法務、中小企業診断士資格取得

・そのとおりかと思います。

10 面談回答

・経営幹部と現場の距離を短くすること。

・社長、取締役にとってはパートナー。

・社員にとっては、よろず相談所。